

令和6年  
(2024)

# 春の交通安全市民運動 実施要綱

一宮市・一宮市交通安全都市推進協議会

## 期間

令和6年4月6日(土)から4月15日(月)までの10日間

※ 市内一斉啓発日は 4月10日(水)

当日は、午前7時50分から8時20分まで、尾張一宮駅前及びコンコースにて交通安全街頭啓発活動を実施します。

## 目的

新年度は、新たな生活をスタートする新入学児童を始め、学生や社会人等による不慣れな交通環境での交通事故の発生が懸念されます。

また、気候もよく過ごしやすい季節となり、行楽などで外出する機会が増えることから、人や車の動きが活発になるなど、交通事故の危険性が高まります。

そこで、春の交通安全市民運動を下記の運動の重点により一宮市民総ぐるみで展開し、市民一人一人の交通安全意識を高めるとともに、安全運転や安全行動の実践を通じて交通事故の防止を図ります。



## 運動の重点

- 1 こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と 安全な横断方法の実践
- 2 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
- 3 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と 交通ルールの遵守
- 4 家庭から交通安全の輪をひろげよう

## 令和6年 広報重点

- ◆運転者へ  
「一瞬の よそ見一生 駄目にする」
- ◆歩行者へ  
「横断中 スマホ見るより まわり見て」
- ◆自転車利用者へ  
「ヘルメット かぶって守ろう 命とルール」



## 年間スローガン

ストップ・ザ 交通事故 高めようモラル 守ろうルール

## サブスローガン

実践しよう  
交通安全  
エス  
スリーS運動

<b>Stop</b> (ストップ)	赤信号は確実にストップ 一時停止場所では自転車もストップ、飲酒運転をストップ
<b>Slow</b> (スロー)	こどもや高齢者を見かけたら速度を落とすスローな運転 見通しが悪い交差点では徐行運転
<b>Smart</b> (スマート)	全ての人に対して思いやりをもったスマートな運転 運転中はスマートフォンを絶対使用しないスマートな運転

## 運動の重点施策

一宮市および一宮市交通安全都市推進協議会の各実施機関・団体は、運動の重点をふまえた具体的な実施計画を策定し、主体的な活動を推進します。

### ■重点1 こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と 安全な横断方法の実践

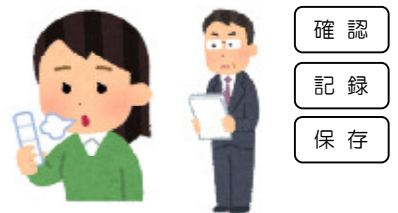
- 1 通学路やこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等を推進する。
- 2 信号を守る、横断歩道が近くにあるところでは横断歩道を利用する、斜め横断をしないなど交通ルールの遵守徹底を図る。
- 3 横断時に、ドライバーと意思疎通を図る「ハンド・アップ運動」の実践を促進する。また、横断中も周囲の安全確認を実践するよう周知する。
- 4 幼児・児童に対し、道路の安全な通行方法について、日常生活や教育現場において、発達段階に応じた交通安全教育等を推進する。
- 5 明るい服装の着用や、反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用を促進する。



### ■重点2 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行

- 1 歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持ち、丁寧な運転の励行を推進するとともに、サブスローガンである「交通安全スリーS運動」の実践を働き掛ける。
- 2 歩行者優先の徹底を始め、安全運転意識の向上を図るための交通安全教育や広報啓発を推進する。
- 3 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等の義務に関する指導を徹底する。
- 4 運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策について広報啓発をする。
- 5 「歩きスマホ」の危険性を周知する。

令和5年12月1日から  
安全運転管理者等による  
「アルコール検知器を使用した  
酒気帯びの有無の確認」が  
義務化されています



### ■重点3 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と 交通ルールの遵守

- 1 全ての自転車利用者に対するヘルメットの着用の必要性・効果に関する理解の促進と努力義務化をふまえた着用徹底に向けて、広報啓発をさらに促進する。
- 2 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備を促進し、損害賠償責任保険等への加入を徹底する。
- 3 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、並進の禁止等、基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組を推進する。
- 4 特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）に関する新たな交通ルールの周知と遵守の徹底及び被害軽減のためのヘルメット着用を促進する取組を推進する。

特定小型  
原動機付自転車  
(電動キックボード等)  
について



令和5年7月1日 道路交通法の改正

新しい車両区分

「特定小型原動機付自転車」が規定

- ・16歳以上は免許がなくても運転可能
- ・16歳未満は運転禁止
- ・公道を走行するには、
  - ① 保安基準に適合
  - ② 自賠責保険(共済)への加入
  - ③ ナンバープレート取り付けが必要

### ■重点4 家庭から交通安全の輪をひろげよう

- 1 毎月1日の「一宮市交通安全デー」や、10日・20日・30日の「交通事故死ゼロの日」には、身近な交通事故を話題にし、家族みんなで話し合い「わが家の交通安全宣言」を行う。
- 2 家族が外出するときは「交通安全」のひと声をかける。
- 3 運転中や歩きながらのスマートフォン等の危険性について周知しあう。

## 運動の進め方

市や教育委員会、学校、地域交通安全会、各事業所、警察署、その他の各実施機関・団体は、相互に緊密な連絡をとり、運動の周知徹底、重点施策の達成に努めます。

また、それぞれの実情に即した組織的、継続性のある具体的な運動計画を立て、組織全体にこの運動の趣旨が浸透するよう実施します。



## 各実施機関・団体の運動計画

### ■一宮市

#### 1 広報などによるPR

市広報や広報用ディスプレイ等により、交通安全運動の周知徹底と交通安全意識の高揚を図る。また、市の各課へ会議等開催の際に、交通安全一口広報を実施してもらうよう依頼する。

(市民協働課)

#### 2 いちのみや出前一聴の利用促進PR

町内会や老人クラブ等に対して、いちのみや出前一聴(「交通事故に遭わないために」「知ってる?守ってる?自転車の交通ルール」)の利用を促進し、交通事故の現状と対策等の話や、自転車の正しい乗り方について指導し、交通安全意識の高揚を図る。

(市民協働課)

#### 3 交通安全資材等の配布

チラシや反射材など交通安全啓発資材の配布により、交通安全の促進を図る。

(市民協働課)

#### 4 道路環境の保全

通行の妨げになっている道路にはみ出した民地の樹木等の適切な管理を依頼し、安全な道路環境の保全を図る。

(道水路管理課)

#### 5 高齢者及び障害者に対する交通安全指導

高齢者の生きがいと健康づくり推進協議会、老人クラブなどの組織を通じて交通安全を呼び掛けるとともに、その他の社会福祉関係団体にも運動の趣旨を周知し、交通安全意識の高揚を図る。

(福祉総務課・障害福祉課・高年福祉課)

#### 6 保育園における交通安全事業の実施

各園や保護者会に対し、幼児が交通ルールや交通マナーの基本を習得するための組織的、計画的事業の実施を働きかける。

(保育課)

### ■教育委員会

#### 1 学校における交通安全事業の実施

事故に遭わないように、児童生徒に対し交通安全運動の趣旨を周知するとともに、交通安全の啓発のため各校に対し組織的、計画的事業を実施するよう働きかける。

(学校教育課)

#### 2 公民館における交通安全の啓発や事業の実施

公民館事業に参加する地域住民に対し交通安全運動の啓発をするとともに、交通事故防止に関する事業を実施するよう公民館に働きかける。

(生涯学習課)

### ■学 校

#### 1 児童生徒に交通ルールの周知徹底

低学年ほど事故に遭う危険が高い状況から、正しい通行方法、交通マナーを中心とした交通安全教室を開催するなど、基本的な交通ルールの理解に努める。

#### 2 自転車の交通事故防止

自転車の正しい乗り方を指導するとともに、自転車の安全点検、ヘルメットの着用、ライトの点灯などを徹底し、整備不良車は使用させないようにする。

#### 3 通学路の安全点検

通学路の安全性を点検し、その利用状況の把握に努めるとともに、交通安全意識の指導強化を図る。

#### 4 地域との連携

見守り隊や地域交通安全会など地域と学校との情報交換や連携を密にする。



## ■事業所など

### 1 自動車の安全運行や運転管理の再点検

雇主や安全運転管理者は、自動車の整備及び労務面の安全管理を再点検し、企業一丸となって事故を起こさないよう努める。

朝礼、諸会議等の機会を利用し、子どもと高齢者の特性について指導し、「子どもと高齢者を交通事故から守る」という意識を高める。また、「飲酒運転四（し）ない運動」や「ハンドルキーパー運動」を推進する。

### 2 交通安全旗などの掲出

交通安全を一層促進するため、交通安全旗などを掲出し交通安全意識の高揚を図る。

### 3 企業内ドライバーの運転マナーの向上

企業内ドライバーに対し、「シートベルト着用」「ゆっくり走ろう」など安全教育を徹底し、運転マナーの向上に努める。

## ■地域交通安全会

1 町内会の各種会合を有効に活用した啓発活動を推進する。

2 地域住民に対し交通安全運動の趣旨を周知する。

3 地域の交通安全決起大会など地域に即した活動を実践し、交通安全意識の高揚を図る。

4 地域が一体となって「飲酒運転四（し）ない運動」を推進する。

## ■幼稚園、老人クラブ、子ども会、女性の会などの団体

園児や会員が事故に遭わないように、組織を通じ交通安全運動の趣旨を周知するとともに、それぞれの団体に即した活動を実践し交通安全意識の高揚を図る。

## ■国道事務所、県建設事務所

交通標識及び歩道、路側帯など安全施設の点検ならびに障害物の排除を促進し、交通環境を整備する。

## ■警察署

### 1 各種媒体による交通安全意識の啓蒙

チラシなどによりシートベルトの着用、スピードダウンなどのPR対策を実施し、ドライバーに交通安全を呼び掛ける。

### 2 飲酒運転、暴走運転などの危険性の周知と取締り強化

飲酒運転、暴走運転などは死亡事故の原因となることから、継続的な指導を行い、取締り強化を図る。

### 3 違法駐車取締り強化

違法駐車は交通の妨げになるばかりでなく交通事故の原因になるため、その取締り強化を図る。



## 今後の交通安全運動期間一覧

- 夏の交通安全市民運動（県内一斉）  
7月11日（木）～7月20日（土） ※ 駅前キャンペーン日 7月16日（火）
- 秋の交通安全市民運動（全国一斉）  
9月21日（土）～9月30日（月） ※ 駅前キャンペーン日 9月26日（木）
- 年末の交通安全市民運動（県内一斉）  
12月1日（日）～12月10日（火） ※ 駅前キャンペーン日 12月3日（火）

## トピックス

運転免許証の  
自主返納を支援します。



ウェブサイト  
←愛知県警察  
市民協働課→



【申請受付・問合せ】  
市民協働課  
（本庁舎6階）  
0586-28-8671

### 対象者

返納時に、一宮市に住民登録をしている70歳以上の方で、有効期限内のすべての運転免許証を自主返納される方

### 支援内容

- ・ICカード「manaca」または、一宮市iバス回数券（どちらも2,000円相当分）
- ・交通安全啓発品

### 申請方法

- ①一宮警察署、尾西幹部交番、木曾川幹部交番のいずれかで、免許証返納の手続きをする。  
※返納できる日時、運転経歴証明書発行に必要なもの等は、愛知県警察ウェブサイトで確認してください。
- ②返納日から60日以内に、市民協働課、総務管理課（尾西庁舎）、総務窓口課（木曾川庁舎）のいずれかで、警察署で受け取った「申請による運転免許の取消通知書」と、「取消された運転免許証」または「運転経歴証明書」を提示。